

広島県告示第四百四十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年八月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
荒瀬外科	三次市三次町一五七七番 二一 二号	平成三二年八月一六日	更新